

養老町第一回定例会会議録

平成三十年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成三十年三月二日第一日）

- | | | | | |
|-------|----------------------------------|--------|--------|--|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 | 日程第十三 | 議案第四号 | 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第二 | 会期の決定 | 日程第十四 | 議案第五号 | 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第三 | 諸般の報告 | 日程第十五 | 議案第六号 | 養老町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第四 | 平成三十年度町長施政方針の説明 | 日程第十六 | 議案第七号 | 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第五 | 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解） | 日程第十七 | 議案第八号 | 養老町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第六 | 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 日程第十八 | 議案第九号 | 養老町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第七 | 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 日程第十九 | 議案第十号 | 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第八 | 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起） | 日程第二十 | 議案第十一号 | 養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第九 | 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解） | 日程第二十一 | 議案第十二号 | 養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第十 | 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定について | 日程第二十二 | 議案第十三号 | 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第十一 | 養老町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について | 日程第二十三 | 議案第十四号 | 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第十二 | 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定について | | | |

| | | | | | |
|--------|---------|---|--------|---------|--------------------------------|
| 日程第二十四 | 議案第十五号 | 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | 日程第三十一 | 議案第二十二号 | 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第二十五 | 議案第十六号 | 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 日程第三十二 | 議案第二十三号 | 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第二十六 | 議案第十七号 | 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 日程第三十三 | 議案第二十四号 | 養老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止について |
| 日程第二十七 | 議案第十八号 | 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 日程第三十四 | 議案第二十五号 | 養老町幼児教育審議会条例の廃止について |
| 日程第二十八 | 議案第十九号 | 養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 日程第三十五 | 議案第二十六号 | 養老町商工業振興対策審議会条例の廃止について |
| 日程第二十九 | 議案第二十号 | 養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について | 日程第三十六 | 同意第一号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第三十 | 議案第二十一号 | 養老町下水道条例の一部を改正 | 日程第三十七 | 同意第二号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | | | 日程第三十八 | 同意第三号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | | | 日程第三十九 | 議案第二十七号 | 平成二十九年度養老町一般会計補正予算(第六号) |
| | | | 日程第四十 | 議案第二十八号 | 平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号) |
| | | | 日程第四十一 | 議案第二十九号 | 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて |
| | | | 日程第四十二 | 議案第三十号 | 平成三十年度養老町公共下水道 |

日程第四十三 議案第三十一号 事業特別会計の繰入れについて

平成三十年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて

日程第四十四 議案第三十二号 平成三十年養老町一般会計予算

日程第四十五 議案第三十三号 平成三十年養老町国民健康保険特別会計予算

日程第四十六 議案第三十四号 平成三十年養老町簡易水道特別会計予算

日程第四十七 議案第三十五号 平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計予算

日程第四十八 議案第三十六号 平成三十年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算

日程第四十九 議案第三十七号 平成三十年養老町上水道事業会計予算

日程第五十 議案第三十八号 平成三十年養老町公共下水道事業特別会計予算

日程第五十一 議案第三十九号 平成三十年養老町農業集落排水事業特別会計予算

日程第五十二 議案第四十号 平成三十年養老町介護保険事業特別会計予算

日程第五十三 議案第四十一号 平成三十年養老町介護サービス事業特別会計予算

日程第五十四 議案第四十二号 平成三十年養老町後期高齢者医療特別会計予算

日程第五十五 選任第一号 予算特別委員会委員の選任について

いて

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

一 番 北倉義博

二 番 岩永義仁

三 番 長澤龍夫

四 番 大橋三男

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 林輝見

十一 番 青山貞一

十二 番 水谷久美子

十三 番 三田正敏

○欠席議員

五 番 三田正敏

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋孝

副町長 長谷川悟

教育長 並河清次

総務部長 田中信行

総務部長 田中信行

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|-------------|----------------|--------------------------------------|--------------------|---------|------------------|------------------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------|---------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------|--|
| 消 防 長 | 生 涯 学 習 課 長 | 教 育 委 員 会 長 | ス ポー ツ 振 興 課 長 | 教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 教 育 総 務 課 長 兼 | 会 計 管 理 者 兼 課 長 | 建 設 課 長 | 産 業 建 設 部 課 長 | 産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長 | 農 林 振 興 課 長 | 産 業 建 設 部 課 長 | 産 業 建 設 部 課 長 | 産 業 建 設 部 参 事 | 水 道 課 長 | 産 業 建 設 部 長 兼 | 生 活 環 境 課 長 | 住 民 福 祉 部 | 住 民 福 祉 課 長 | 住 民 福 祉 課 長 | 住 民 福 祉 部 長 兼 | 住 民 福 祉 部 長 兼 | 住 民 福 祉 部 長 兼 | 住 民 福 祉 部 長 兼 | 企 画 政 策 課 長 | 総 務 部 税 務 課 長 | 企 画 政 策 課 長 | 総 務 部 長 | |
| 野 村 博 治 | 久 保 寺 利 明 | 佐 藤 昌 子 | 田 中 隆 | 田 中 一 也 | 大 倉 修 | 伊 藤 幸 広 | 前 田 勝 治 | 高 木 伸 一 | 桐 山 一 則 | 木 村 嘉 志 | 松 岡 弘 泰 | 高 橋 正 人 | 高 木 勉 | 古 川 一 夫 | 川 地 憲 元 | | | | | | | | | | | | |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

| | | | | | |
|-------------|---------------|---------------|---------|---------|---------|
| 消 防 次 長 | 消 防 総 務 課 主 幹 | 消 防 予 防 課 長 | 渡 辺 章 博 | 廣 澤 幸 雄 | 吉 田 英 之 |
| 議 会 事 務 局 長 | 議 会 事 務 局 書 記 | 議 会 事 務 局 書 記 | 佐 藤 嘉 但 | 國 枝 利 法 | |

(開会時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成三十年第一回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議の欠席者を報告します。

五番 三田正敏君より、療養のため欠席の通告がありました。

なお、執行においては、近藤消防次長が療養のため欠席の報告を受けています。かわりに、廣澤消防総務課主幹が出席をします。ここで、よろしくお願いをいたします。

ここで、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可しました。また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成三十年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（青山貞一君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

養老町議会会議規則第二百七条の規定によって、七番 早崎百合子君、九番 田中敏弘君を指名します。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十三日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 松永民夫君。

○議会運営委員長（松永民夫君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る二月二十三日午前九時三十分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、平成三十年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、三月二日金曜日から三月二十日火曜日までの十九日間、本会議開会時間は午前九時三十分と決定をいたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成三十年度町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定をいたしました。

一般質問は、議会二日目の三月十九日月曜日に行うことと決定をいたしました。

次に、審議する関する議案につきましては、専決処分報告についてが五件、条例の制定についてが四件、条例の一部改正についてが十九件、条例の廃止についてが三件、人事案件についてが三件、平成二十九年度一般会計及び特別会計補正予算についてが二件、平成三十年度特別会計の繰り入れについてが三件、平成三十年度一般会計及び特別会計予算についてが十一件、特別委員会の委員の選任についてが一件、合計五十一件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、専決処分の報告について（養老町当住宅の管理に関する和解）から日程第九、専決処分の報告について（養老町当住宅の管理に関する和解）までの計五議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程をし、報告のみを受けると。

次に、日程第十、養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定についてから日程第三十五、養老町商工業振興対策審議会条例の廃止についてまでの計二十六議案、日程第三十九、平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第六号）及び日程第四十、平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）、以上合計二十八議案については、議会初日に逐条上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会にその審査を付託し、審査すること。

次に、日程第三十六、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第三十八、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの計三議案は、推薦に係る同意の人事案件につき、議会初日に一括上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

と。

また、日程第四十一、平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第五十四、平成三十年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十四議案は、議会初日に一括議題として上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任し、休会中に審査を願うこと。

また、議会最終日には、これら常任委員会及び予算特別委員会へ付託をした四十二議案については、一括議題とし、上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て採決をすること。

なお、議案審査の付託先である予算特別委員会は三月八日木曜日と九日金曜日、また十二日月曜日の三日間とも午前九時から、総務民生委員会は三月七日水曜日の午後一時三十分から、産業建設委員会は三月七日水曜日の午前九時三十分から開会するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定をいたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（青山貞一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日三月二日から三月二十日までの十九日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日三月二日から三月二十日までの十九日間と

決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十九年十一月分から平成三十年一月分の現金出納検査結果報告書が、また同法第百九十九条第九項の規定により、平成三十年二月定例監査結果報告書が議長に提出されております。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四、平成三十年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで、町長の挨拶をいただき、引き続き町長施政方針の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆様方には、年度末大変お忙しい中、第一回定例議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

寒い冬もやつと春の気配が見えてまいりました。そうしますと、すぐに桜のお話が出てくると思えますけれども、この冬の最大の出来事といえますと、やはり平昌オリンピックピクかなあというふうな思っているわけでございますけれども、過去最多のメダルを獲得した選手団でございますけれども、全てのメダリストが、その本人の努力もあると思いますが、多くの人に支えられてというふうな、やはり支え合うことの大切さを述べてみえるわけですが、私も、特に印象に残りましたのが、カーリングの北見、銅メダル

を取りました、その中の吉田知那美選手のインタビューの中に、北見市について、「正直、このまち何も無いよね、このまちにいたら夢は絶対かなわない」ということを凱旋インタビューで答えていたんですけれども、だけど、今は「このまちにいなかったら夢はかなわなかった、メダルは取れなかった」というようなことを言っておみえになりました。深い意味があるのかなというふうにも思っております。養老町の若い人も、同じように何も無いと思っているのかなあと思いますけれども、でも、この町からでも過去にオリンピック選手が出ております。誰もが吉田選手のようなことが言えるような町にしていけたらというようなことを思いました。

本定例会には、五十の議案を提出させていただいております。三十三年度予算等もございまして、大変重要な議会でもございまして、どうか慎重審議よろしくお願いを申し上げます。施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、平成三十年第一回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず、御参集いただきまことにありがとうございます。

本年最初の定例会に当たり、平成三十年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするに際しまして、町政運営に臨む所信の一端と主要施策の概要を申し上げます。

昨年は、養老改元一三〇〇年祭本祭を開催し、県内外からの交流人口の拡大や地域活性化に大きな成果を得たほか、地域住民や各種団体、事業者との協働により、本町にはこれまで以上に強いきずなが生まれました。

また、新年度は第五次総合計画にかわる新たなまちづくりビジ

ョンの策定に着手してまいりたいと存じます。養老改元一三〇〇年祭により得られた成果をさらに発展させるべく、「CHALL ENGE」をテーマに次の百年先、未来に向けて踏み出してまいります。

町政の運営方針でございます。

本町を取り巻く環境は、人口減少、少子・高齢化など厳しい局面に立たされており、養老町人口ビジョン「絆を大切にすまちな養老」創生総合戦略における人口推計では、平成五十二年の人口の将来目標を二万三千人に設定しています。このような人口減少社会においては、広域におけるさまざまな交流が地域の活性化、活発化につながります。昨年開通した東海環状自動車道の養老インターチェンジや本年六月に開通予定となっております名神高速道路の養老サービスエリア・スマートインターチェンジ、本年一月から事業形態が変更された養老鉄道養老線などは、人、物の対流を生み出す基盤として有効活用できるよう努めてまいります。

第五次総合計画後期基本計画では、重点プログラムとして二つの柱を掲げております。

一つ目の柱であります養老改元一三〇〇年祭本祭事業に関しましては、評価・検証を取りまとめているところであり、後日、改めて議員各位に御報告いたしますが、新年度においては、ネクストプロジェクト事業を新たに立ち上げ、本町の基幹産業である食肉をPRし、県内外からの集客効果が高い、まるごと肉まつり養老、及び本町の伝統・文化を振り返り、地域活性化にもつながる養老改元フェスタの両事業をブラッシュアップし、開催します。二つ目の柱である協働のまちづくりを進める上で中核をなす組織が、地域自治町民会議であります。今年度は、町内で三例目となる広幡地域自治町民会議が設立されました。冒頭に申し上げます

した地域住民や各種団体のきずなをさらに強固なものとし、よりよい地域づくりを促進するため、未設置の地区へも積極的に働きかけてまいります。

平成三十年度予算編成についてでございます。

本町の財政状況につきましては、平成二十八年度の経常収支比率は八八・〇％と、依然として高い水準にあり、健全化判断比率においても実質公債費比率が若干改善したものの、将来負担比率については五・八ポイント悪化しました。地方債の現在高が、平成十九年度以降、年々増加し続けているなど、引き続き厳しい状況が続いており、堅実型の予算編成となりました。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比四・七％減の百四億七千六百万円、国民健康保険特別会計など九つの特別会計及び企業会計は、前年度比九・四％減の七十九億六千三百万円で、総額は前年度比六・八％減の百八十四億三千九百万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、人口減少と固定資産税の評価がえの影響により、町税は、前年度比二・一％減の三十三億七千二百七十三千円を計上しました。地方交付税については、平成三十年度地方財政計画では交付税総額前年度比二％減とされておりませんが、平成二十九年度の実績対比四％減で計上し、総額では前年度比〇・五％増の二十一億一千五百六十万円を見積もりました。

また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に四億四千八百九十万円を見込み、道路整備事業としての地方道路等整備事業債に一億六千四百七十万円、上多度公民館新築工事の社会教育施設整備事業債に一億五千三百三十万円、耐震補強工事等の消防施設整備事業債に七千三百十万円など、総額で九億三千六百九十万円を計上しました。

主要施策でございます。

それでは、予算の概要について、第五次総合計画に掲げる四つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

まず、輝く人のまち【人】でございます。

まず、学校教育についてであります。

養老町教育大綱に基づき、学校、家庭、地域が協働して取り組み、養老町で子供を産み、育ててよかったと誰もが実感できる教育を進めてまいります。町全体で児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するため策定した養老町いじめ防止基本方針に基づき、学校、教育委員会、警察などの関係機関の連携強化を図るため、養老町いじめ問題対策連絡協議会等を設置し、いじめの防止等に関する取り組みを強化してまいります。

新年度より、全ての公立保育園・幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行しますが、小学校教育への円滑な接続が図られるよう、私立保育園、認定こども園、小学校との連携を一層強化してまいります。

学校施設については、子供たちが集中して学習に取り組めるよう、今年度の国の補正予算を活用し、高田中学校、東部中学校の二校、また新年度において、笠郷小学校の空調設備を整備してまいります。

次に、青少年育成についてであります。

全国より多数の応募があります「家族の絆・愛の詩」募集事業については、親子教室を開催することにより、近年増加傾向にある町内からの応募をさらにふやします。そして、親孝行作文とともに、親孝行の心について考える機会の増加に努めてまいります。次に、生涯学習についてであります。

上多度地区から建設要望のありました上多度公民館を公民館、

自治会館、地域自治町民会議、防災の機能を集約した地域コミュニティの拠点施設として整備し、地域の活性化、協働のまちづくりを促進いたします。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

これまで毎年開催しておりました男女共同参画社会推進大会から、テーマに合わせて積極的に参加してもらえようなセミナー方式に切りかえ、複数回実施します。参加者も、さまざまな分野で活躍している各種団体に絞り、性別に関係なく誰もが輝けるまちを目指します。

次に、活力のあるまち【基盤】についてでございます。

まず、公共交通についてであります。

養老鉄道養老線については、今後も沿線七市町で協力して支援を行うとともに、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、パーク・アンド・ライド用の駐車場整備等の利用促進施策に取り組んでまいります。

また、養老町地域公共交通網形成計画の策定により、現状の公共交通の再検証を実施し、本町独自の公共交通網を構築することで、住みよいまちづくりを目指します。

次に、道路網についてであります。

本年六月に開通を予定しております名神高速道路の養老サービスエリア・スマートインターチェンジにつきましては、開通に合わせ、開通式典等の開催も予定しております。

また、昨年養老インターチェンジが開通した東海環状自動車道については、引き続き養老インターチェンジ以南の県境間の早期開通について強く要望するとともに、道の駅整備についても推進してまいります。

県道については、養老サービスエリア・スマートインターチェ

ンジと連絡する（仮称）橋爪大橋を初めとした幹線道路網を引き続き要望してまいります。

また、町道については、町民生活を支える社会基盤として、適切な整備と維持管理を行い、安全で快適な通行空間の確保を図ってまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

平成三十二年度に予定されている都市計画区域マスタープランの改定に向けて、コンパクトで便利な市街地の形成を目指した養老都市計画マスタープランの見直しを行い、活力があるまちづくりを進めてまいります。

改良住宅については、適切な管理の向上に向けて法的措置を含む毅然とした対応を引き続きしていくとともに、住宅譲渡に向けた環境整備として、住宅宅地の測量、分筆も実施してまいります。

次に、上・下水道についてであります。

上水道事業は、西部簡易水道区域の上水道統合に関する事業を新年度から開始してまいります。

また、下水道から合併処理浄化槽への方針転換に伴い、合併処理浄化槽のさらなる普及促進のため、補助金の拡充などを検討してまいります。

次に、農林業についてであります。

意欲ある農業者の六次産業化の取り組みの支援に着手するとともに、次代を担う農業者に対し、就農直後の経営の安定化を図るための支援を継続してまいります。

多面的機能支払交付金事業については、新たな取り組み組織への活動支援を初め、水路や農道などの基礎的な保全活動の促進を図ります。

土地改良事業については、土地改良区の合併に向けた取り組み

や合理化を本格化させるとともに、土地改良区の合理化協議を進めます。

森林については、森林配置計画に基づいた整備を進めるほか、環境保全事業として利用間伐や作業道の開設を支援してまいります。

食肉事業センターについては、新施設の建設促進に向けて関係機関との協議を進め、事業主体の決定を見据えて、候補地の取得に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、商工業についてであります。

現在十九品目ある特産ブランド認証品を初めとする本町の特産品を全国に向けPRしていくことで、町内事業者の育成、産業の活性化に取り組んでまいります。

また、企業立地の促進については、養老インターチェンジ開通による首都圏、大都市圏へのアクセスの向上など、本町の利点をPRしていくとともに、先般拡充した工場等設置奨励金や地域未投資促進法基本計画を最大限活用してまいります。

次に、観光についてであります。

本町の美しい景観や自然、歴史や文化、グルメなどの観光資源を総合的に紹介する新しい観光パンフレットを作成し、来訪者の周遊の利便性を高めることで滞留時間をふやし、観光消費の促進を図ります。

また、今年度より育成を開始した観光ボランティアガイドを活用し、満足度の高い観光を提供することで、リーダーの確保を図ってまいります。

次に三番、安心・安全なまち【暮らし】についてでございます。まず、子育て支援についてであります。

養北認定こども園（仮称）建設事業については、平成三十二年

度の開園を目指し、設計、建設を行い、子育て支援環境の整備を進めてまいります。

また、私立保育所等が、加配保育士や保育補助者を雇用した場合に補助を行い、保育環境の充実を図ります。

次に、健康づくりについてであります。

重点課題である、がん対策に引き続き取り組むほか、「健康でいきいきとくらせる明るいまち」を目指す第三次健康ようろう二一及び新たに義務づけられた自殺対策行動計画を策定いたします。

国民健康保険事業については、制度改正により、新年度から岐阜県が財政運営の主体となりますが、引き続き厳しい財政運営が予想されることから、国民健康保険税の納期を八期から十期に拡張し、加入者の負担軽減を図ってまいります。

また、本事業の県下統一に向け、賦課方式の変更を検討するとともに、今後も財政運営の安定化を目指してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

第七期介護保険事業計画が新年度からスタートいたします。第七期の保険料は、六十五歳以上の被保険者の増加もあり、基準額は一・二・九％増の五千九百五十円となりました。施設整備については、計画期間中に小規模多機能型居宅介護施設を一施設整備できよう、事業者の募集を行ってまいります。

また、新たに医療介護専門職の相談に応じる在宅医療介護連携支援コーディネーターや認知症への早期対応を図るための認知症初期集中支援チームを設置するとともに、認知症予防に特化した教室を立ち上げてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

新年度より始まります第二期養老町障がい者プランに基づき、

町民誰もがともに生活できる共生社会の実現のため、障害者への支援体制を総合的、計画的に推進してまいります。

また、養老町ことばの教室を「そよかぜ高田教室」に名称を改め、新規に「そよかぜ飯田教室」を開所するなど、未就学児の児童発達支援についても充実を図ってまいります。

次に、空き家対策についてであります。

適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等の対策については、解決に向けて、特定空き家などの認定を行い、法的措置を含めた対応を実施し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。また、特定空き家等にしないために、所有者等への適切な管理の促進の啓発を進めるとともに、空き家・空き地バンクや子育て世帯住宅取得支援事業を通じて人口減少対策や移住・定住人口の確保に努め、地域の活性化を図ります。

公共施設等の維持管理については、長期的な視点から施設等の計画的、効率的な更新、統廃合、長寿命化を図り、適正な施設等の配置及び財政負担の軽減、平準化により、人口減少社会に対応できるように取り組んでまいります。

次に、消費者行政についてであります。

消費者トラブルの被害の未然防止・拡大防止に向け啓発活動に取り組むとともに、西南濃六町で連携し、専門相談員による消費生活相談を引き続き実施してまいります。

次に、防災対策についてであります。

防災行政無線は、平成三十四年十二月までに、現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行する必要があります。災害時等における情報伝達体制を確保するため、新年度には伝搬調査、基本設計、実施設計に着手し、三年後のデジタル方式への移行を目指し

ます。

治水対策事業については、国の直轄管理の牧田川においては、金草川合流部の樋門改修や河道掘削を継続して要望してまいります。県管理河川においても、津屋川改修工事や河道内の樹木伐採などを引き続き要望してまいります。

また、南直江地区の床下浸水対策として、国の交付金事業である雨水公共下水道事業を活用して、一日も早い排水機の設置に努めてまいります。

消防本部については、複雑・多様化する災害への対応を踏まえ、消防署耐震補強工事及び施設改修工事により、防災拠点としての機能強化を図るとともに、車両、資機材等の計画的な整備を努めます。

また、消防団を中核とした地域防災力の向上のため、小型動力ポンプを更新するほか、実践的な教育訓練や装備品の充実を支援し、迅速な活動ができるよう取り組んでまいります。

四、地域経営の推進についてでございます。

地域経済に目を向けますと、都市部での回復傾向が地方にも少しずつ波及しつつある状況ではありますが、数字として目に見える形であらわれてはおらず、依然として厳しい状況が続いており、税收についてもこの影響があると推測されることから、減少となっておりま。

このような状況の中、コンビニ納付の導入により納税の利便性の向上を図ってまいりましたが、さらなる納付環境の整備と確実な税財源の確保のため、新たにクレジット収納導入に向けた整備も行ってまいります。

また、固定資産税の前納報奨金制度については、導入時の目的である納税意識の高揚が図られたことから、廃止とさせていただきます。

きます。今後も町税の納期内納付の定着を図るとともに、税の公平性を確保するために、適正な課税はもとより、自主納付の促進や滞納処分の実施により、自主財源の確保と収納率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品等の拡充を推進することにより、本町の魅力発信ツールとしてさらなる充実を図ることで、全国の方から応募していただける魅力ある寄附金制度としてまいります。

また、施設等の愛称の命名権を民間企業等に付与するネーミングライツ事業の推進により、民間資金を活用した持続可能な施設運営に努めてまいります。

以上、町政運営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりましたが、これら諸施策の実施に当たりましては、意思決定機関である議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、職員と一丸となって努力してまいります。

議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（青山貞一君） 町長施政方針の説明が終わりました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第五、報告第一号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第九、報告第五号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）までの計五件を一括議題として上程し、報告のみを受けます。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第一号

から報告第五号までの専決処分について御説明させていただきます。

まず、報告第一号及び報告第五号の専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を御説明させていただきます。

報告第一号、和解につきましては、不適正管理による訴えの提起後、相手方が町の請求事項に対して履行し、町が当該住宅の現状復旧について確認し、返却を了承したことから、平成三十年一月二十三日に、大垣簡易裁判所において公開された第一回口頭弁論において、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

報告第五号の和解につきましては、訴えの提起後、第一回口頭弁論にて相手方より滞納家賃を分割納付して返却し、入居している相手方自身が名義を承継し、本件住宅に引き続き居住したいとの和解申し出があり、平成三十年二月二十一日に、岐阜地方裁判所大垣支部において公開された第二回口頭弁論において、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりにあります。以上、報告第一号及び報告第五号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

次に、報告第二号から報告第四号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）を御説明させていただきます。

この訴えにつきましては、町営住宅家賃を十二カ月以上滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて、家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、町からの催告に応じない

者について、大垣簡易裁判所及び岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明け渡し等請求事件として訴えを提起したものであります。

専決第二号から専決第四号までの町営住宅の明け渡しを求め相手方は、別紙専決処分書のとおりになります。

以上、報告第二号から報告第四号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十、議案第一号から日程第三十五、議案第二十六号までの二十六議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第十、議案第一号 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第一号 養老町行財政改革推進審議会設置条例の制定について説明をさせていただきます。

本町では、平成二十三年七月に養老町行政経営改革プランを策定し、行財政改革に取り組み、住民と親しく意見交換をしながら改革を推進していくため、養老町行財政改革推進住民懇談会を設置し、さまざまな意見をいただきながら、改革を進めてまいりました。

しかしながら、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、これ

まで以上に実効性を持って行財政改革を推進していく必要があることから、従来の懇談会ではなく、附属機関として行財政改革推進審議会を設置するとともに、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、補足説明。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明させていただきます。

第一条では、審議会の設置について規定しており、社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政経営を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、養老町行財政改革推進審議会を置く旨を定めております。

第二条では、審議会の所掌事項について規定しております。町長の諮問に応じ、本町の行財政改革に関する重要事項について調査及び審議し、答申すること。本町の行財政改革の進捗状況の調査及び審議し、必要事項について町長に提言することなどを定めております。

第三条では、審議会から答申等の尊重について規定しており、町長は答申、提言を受けたとき、これを尊重する旨を定めております。

第四条では、審議会の組織について規定しております。審議会の委員は十二名以内をもって構成する。また、委員は行財政改革についてすぐれた識見を有していること、必要に応じてアドバイザーを置くことができると定めております。

第五条では、委員の任期について規定しており、任期は二年と

し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とすることを定めております。

第六条では、審議会の会長及び副会長について規定しており、会長及び副会長は委員の互選によると。また、会長は会務を総理し、審議会を代表すること。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたとき職務を代行することを定めております。

第七条では、審議会の会議について規定しております。会議は会長が招集すること。委員の過半数の出席がなければ開くことができない、また会議の議事は出席委員の過半数で決することなどを定めております。

第八条では、意見の聴取等について規定しており、審議会は関係者に対しまして意見もしくは説明を聞き、また資料の提出その他協力を求めることができると定めております。

第九条では、審議会の庶務は総務部企画政策課において行う旨を規定しております。

第十条では、審議会の運営に関して必要な事項は別に定める旨を規定しております。

なお、この条例は平成三十年四月一日から施行するものとします。

また、附則第二項では、本審議会の設置条例の制定に伴い、養老町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があることから、別表中「行財政改革推進委員会委員」の文言を、今回の委員「行財政改革推進審議会委員」に改めるものとします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十一、議案第二号 養老町い

じめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二号 養老町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について御説明をさせていただきます。

平成二十五年九月に、いじめ防止対策推進法が施行、十月にいじめの防止等のための基本的な方針が策定され、推進法の施行三年後の見直し規定を踏まえ、二十九年三月に国の基本方針等が見

直され、県についても、九月に岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針が改定されております。

町は、法の趣旨を踏まえ、地域基本方針である養老町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、町並びに教育委員会の附属機関を設置するに当たり、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

このたび養老町教育委員会において、養老町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の取り組みを町全体で進めていくこととしました。

基本方針の中で、養老町いじめ問題対策連絡協議会及び養老町いじめ防止等専門委員会、養老町いじめ問題再調査委員会を組織すると規定しておりますので、それぞれの組織及び運営に関し、必要な事項について、本条例において制定するものでございます。あわせて、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

まず第一条におきましては、本条例の趣旨として、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置する附属機関の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第二条では、用語の意義を定義しております。

第三条では、推進法第十四条第一項の規定に基づく養老町いじ

め問題対策連絡協議会について定めております。

第四条では、推進法第十四条第三項の規定に基づき、いじめの重大事態が発生し、学校における調査が困難な場合に、教育委員会が調査を行う附属機関である養老町いじめ防止等専門委員会について定めております。

第五条では、推進法第三十条第二項の規定に基づき、教育委員会からの報告を受けた町長が必要と認めた場合に設置する附属機関である養老町いじめ問題再調査委員会について定めております。第六条では、委員の守秘義務について定めております。

また、附則におきましては、第一項で、施行日として平成三十年四月一日から施行するものでございます。

また、第二項として、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する旨を定めております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十二、議案第三号 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定についての議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三号 養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成三十年四月に、養老町飯田地内に児童発達支援事業所の新設、及び既存施設とあわせて名称を変更することに伴い、養老町児童発達支援事業所の設置及び管理に関する条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例案は、第一条から第九条の構成になっております。本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

まず第一条におきましては、本条例の趣旨として、児童福祉法に基づく児童発達支援を提供する児童発達支援事業所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを規定しております。

第二条では、発達に支援の必要がある児童に必要な支援を行う

よう、養老町児童発達支援事業所の設置を定めるものであります。

第三条では、事業所の新しい名称を定めるものであります。

第四条では、事業所の各教室に室長及び必要な職員を置くことを定めるものであります。

第五条では、利用対象者について定めるものであります。

第六条では、利用料等について定めるものであります。

第七条では、利用料等の減免について定めるものであります。

第八条では、町長は、この条例のほかに必要な事項を規則により別に定めるものであります。

附則第一項では、平成三十年四月一日から施行することを定めるものであります。

附則第二項では、本条例の新設に伴い、養老町心身障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正により、所要の条文整理を行うものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十三、議案第四号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四号 養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、御説明をさせていただきます。

平成二十七年四月一日の介護保険法の一部改正により、平成三十年四月一日から、指定居宅介護支援事業者の指定等に係る権限が岐阜県から養老町に移譲されるため、養老町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第一章から第六章の構成になっております。

第一章、総則は、第一条から第三条の構成です。

まず第一条におきましては、この条例における趣旨を、第二条では定義を、第三条では基本方針を規定しております。

第二章、指定居宅介護支援事業者の指定は、第四条で構成しております。

第四条では、指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準を規定しております。

第三章、人員に関する基準は、第五条、第六条で構成しております。

第五条では従業員の員数を、第六条では管理者の基準を規定しております。

第四章、運営に関する基準は、第七条から第三十二条の構成であります。

第七条では、指定居宅介護支援の内容及び手続の説明及び同意に関する基準について。

第八条では、支援の提供拒否を禁止することについて。

第九条では、サービス提供困難時の対応について。

第十条では、受給資格等の確認について。

第十一条では、要介護認定の申請に関する援助について。

第十二条では、事業所の担当職員の身分を証する書類の携行について。

第十三条では、利用者からの利用料について。

第十四条では、事業者が利用者に対して交付する支援提供説明証明書について。

第十五条では、指定居宅介護支援の取り扱い方針について。

第十六条では、居宅サービス計画の作成等について。

第十七条では、事業者が毎月町に対して行うべき法定代理受領サービス等の報告について。

第十八条では、利用者から事業所へ申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に

関する書類を交付しなければならないということについて。

第十九条では、利用者に不正等があった場合の町への通知義務について。

第二十条では、事業所の管理者の業務について。

第二十一条では、事業所が定めなければならない運営規定について。

第二十二条では、事業所ごとに定めなければならない担当職員等の勤務体制について。

第二十三条では、事業所の設備及び備品等について。

第二十四条では、従業者の健康等の管理を行わなければならないことについて。

第二十五条は、重要事項の掲示及びホームページへの掲載等の周知について。

第二十六条では、事業所の担当職員、その他の従業者の秘密保持に関する責務等について。

第二十七条では、事業所について広告をする場合の内容について。

第二十八条では、事業者及びその従業者による居宅介護支援サービス事業者等からの利益收受の禁止等について。

第二十九条では、事業者の支援等に係る苦情に対する対応について。

第三十条では、事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償責務を。

第三十一条では、指定居宅介護支援事業所ごとの会計の区分について。

第三十二条では、事業者が整備、保存しなければならない記録及び保存期間についてそれぞれ規定しております。

第五章、基準該当居宅介護支援に関する基準は、第三十三条で構成しております。

第三十三条では、基準該当居宅介護支援の事業について、第二章から第四章まで準用する旨を規定しております。

第六章、雑則は第三十四条で構成しております。

第三十四条では、当基準に関し必要な事項は町長が別に定めることを規定しております。

附則第一条では、平成三十年四月一日から施行し、ただし、本条例第十六条第二項第八号に規定する訪問介護の回数に必要な理由と市町村の届け出については、平成三十年十月一日から施行することを規定しております。

第二条では、管理者に係る経過措置として、平成三十三年三月三十一日までの間は、本条例第六条第二項で規定する主任介護支援専門員及び第六条第一項で規定する管理者とすることができる旨を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） この条例に関しては、県から町へ権限移譲という説明がありました。現在、養老町にこの指定居宅介護支援の事業者は何件あるかということと、そして今度は養老町へ権

限委譲ということ、いろんな事業の内容の監督等は養老町がやらなければならないのかということ。

それから、苦情への対応等というところがございますが、これは記録等をしなければならぬとか、迅速かつ適切に対応しなければならぬという文言があるのですが、この苦情は、事業者が受け付けて、養老町がそれを確認するのか、直接養老町へ苦情が来て、養老町が監督等を指導する立場にあるのか、その点についてをお尋ねします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に対しまして、御回答を申し上げます。

まず居宅介護支援事業者と申しますと、ケアプランを作成する事業所でございます。この事業所は、当町で九件ございます。県から権限移譲ということございまして、町の行うべき内容といましては、その事業所の認可、それから指導に関するところということが主な内容になります。

また、苦情の対応につきましては、まず苦情は事業所が受け付けて、それに関する報告を町にいただきまして、その後の対応を指導するといった想定をさせていただきます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） それでは、質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午前十一時といたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まりください。傍聴者の皆さんは、受付ロビーにてお茶の用意をしておりますので、御利用ください。

（午前十時四十一分 休憩）

（午前十時五十八分 再開）

○議長（青山貞一君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（青山貞一君） 日程第十四、議案第五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

現在、養老町監査委員二名のうち、識見を有する者のうちから選任された委員は、代表監査委員として職務に精励されておられますが、職務内容に鑑み、日額報酬を一万円に改正するものでございます。

なお、施行日については、平成三十年四月一日であります。

以上で、議案第五号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いませんので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただこうお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十五、議案第六号 養老町税

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六号 養老町税条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

固定資産税の納付における納期前納付に係る報奨金の交付制度

について、自主納付意識の向上、口座振替の普及などにより、期限内自主納付が浸透し、一定の目的を果たしたものと判断し、交付制度を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきます。十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（古川一夫君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

固定資産税の前納報奨金につきましては、養老町税条例の第五十一条に定めてございまして、第五十一条の二項につきましては、前納報奨金の計算法について、三項につきましては、十円未満の端数処理について定めているものでございます。これを今回削除することとさせていただきます。

この制度は、固定資産税の第一期、五月の納期に、全納期分の全額を合わせて納付されました場合に、限度額の範囲で報奨金分を減額して納付していただいている制度でございます。

この前納報奨金制度は、税収の早期確保や納税意識の高揚を図る目的として創設され、市町村の財政確保に大きく貢献してまいりました。しかし、全期分を前納できるといって、資力のある方だけという方もありまして、不公平感も少しあったことや、自主納付意識の向上、口座振替の普及、コンビニ納付などもありまして、全国的にもまた廃止傾向でありまして、県内では我が町を含め、四町になっておるといってございまして。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 前納報奨金の廃止という条例でございます

が、県内で四町ということで、流れの中かなあというような気はいたしますが、今までに前納されておりました方々の割合、どのくらいあったかということと、前納報奨金の金額はどれだけあったか。そして、この前納報奨金を廃止することに関しての影響は、どのような形であるかというようなことがわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） ただいまの御質問に対して、回

答させていただきます。

前納の割合につきましては、約五六%ぐらいです。それから、金額的には、後ほど予算で出てきますけれども、約九百万から一千万円の間ぐらいという形で、約一千万ぐらいのところが出てくるという話になります。

それから影響でございますけれども、今まで廃止してきました各市町の状況等を聞いてきましても、余り云々というのとはなかつたとございますけれども、時期のこともございまして、役場のほうに問い合わせがあるということはあると思えますので、その辺のことがありましたら適宜対応させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十六、議案第七号 養老町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が、平成二十八年四月一日から段階的に施行され、公費による財政措置が拡充されるとともに、平成三十年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることから、所要の改正を行うものでございます。

また、被保険者の一期当たりの負担軽減を図るため、期別変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。

まず、第二条第一項では、これまで医療給付費等を推計して国民健康保険税を決定してまいりましたが、平成三十年度からは、岐阜県に国民健康保険事業費納付金を納付するため、岐阜県が示す標準保険税率等を参考に国民健康保険税を決定することから、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者について、新たに号を設けるものであります。

また、同条第二項、第三項、第四項及び第六条につきましては、第二条第一項に号が追加されることに伴い、改正するものであります。

第十七条は、納期を現行の八期から十期に変更することに伴い、七月の本算定前の五月と六月に仮算定を追加するものでございます。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十七、議案第八号 養老町手

数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八号 養

老町手数料条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成三十年一月二十六日に公布され、同年四月一日より施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山貞一君） 吉田予防課長、補足説明。

○消防予防課長（吉田英之君） それでは、私から補足説明をさせ

ていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権計画に基づき、原則三年ごとに見

直しが行われているところで、今回のことにより改正を行うものであります。

これは、主に人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料の標準額との乖離がある事務及び事務内容の変化によるものであります。

別添資料、養老町手数料条例新旧対照表をごらんください。

一 ページ、別表（第二条関係）、左端、事務の種類における五の部、消防法の施行に関する事務については、十六ページまで。

次、七の部、高圧ガス保安法の施行に関する事務については、十六ページから十八ページまで。

次に、八の部、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務については、十八及び十九ページであります。

なお、施行日については、平成三十年四月一日でございます。

以上で、養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十八、議案第九号 養老町国

民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九号 養老町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成三十年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の国民健康保険基金条例の新旧対照表をごらんください。

今回の改正につきましては、県が財政運営の責任主体となることで、保険給付費に必要な費用を県からの保険給付費等交付金として交付されることから、第一条中「の保険給付の費用に不足を

生じたときの財源その他保健事業に要する費用に充てるため」を「事業の健全な運営に資するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により」に。

また、第二条第一項中「その一部」を「そのうちから町長が定める額」に改め、同条第二項を削るものでございます。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第十九、議案第十号 養老町特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての御説明をさせていただきます。

平成三十年一月三十一日に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、この府令を参考基準としている本条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、補足説明。

○住民福祉子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準——以下、基準府令と言う——は、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準、特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める際の参考基準であり、本条例は基準府令と同様の規定としているため、基準府令に準じた改正を行うものです。

特定教育・保育の取り扱い方針を定めている第十六条第一項第二号につきまして、基準府令と同様に条項ずれの改正を行うものです。

なお、施行日は平成三十年四月一日から施行するものとします。以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十、議案第十一号 養老町

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十一号

養老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令

の整備に関する政令が、平成三十年四月一日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この改正条例は、現に国民健康保険の被保険者であつて、町外の施設等に入所し、住所地特例の適用者が、平成三十年四月一日から後期高齢者医療制度に加入後も住所地特例を引き継ぐものであり、所要の条文整備を行うものであります。

また、平成二十年度における被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収保険料の納期の特例規定である附則第二条を削除し、附則第三条を第二条へ繰り上げるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十一、議案第十二号 養老

町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十二号

養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本町におけるコミュニティ・プラント事業について、経営基盤を強化するため、使用料の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

コミュニティ・プラント事業について、使用料収入にて賄えない経常経費が一般会計からの繰り入れによって補填されております。経常経費削減等の経営努力をしておりますが、少子・高齢化、人口減少といった社会情勢や昨今の節水意識の高まり等により料金収入は伸び悩み、財源の確保が大変厳しい状況となっております。コミュニティ・プラント事業の経営基盤を強化するため、使用料の改定について所要の改正を行うものでございます。議会定例会資料の養老町のコミュニティ・プラントの設置及び

管理に関する条例新旧対照表をごらんください。

別表一について、基本料金を現行の一千七百二十八円を二千六百十円に改定、超過料金を百四十五円に統一するものであります。この条例は、平成三十年八月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今回、基本料金並びに超過料金等の変更ですが、額としては、二五%アップというのは本当に非常に大きな数字でございます。

我々、住民に対しても説明責任があるんですが、一応近隣市町の比較というか、コミュニティ・プラントは少ないですかね。それで、実際超過料金も百四十五円に一本化したということで、その下の従前の百四十円、百三十五円の対象者はどれほどあったのかということと、今回の改定によって増収分がどれぐらいあるかということをお求めたいと思います。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） ただいまの田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今の超過料金の対象者ということでございますか。それについ

ては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど御回答させていただきます。

それから、他市町の料金のほうということでもございましたが、それにつきましては、今回の値上げにつきましては、一応西濃地方の中では垂井町が一番料金が高いということで、改定の金額をさせていただいております。

それからもう一つ、これから料金がどれぐらい上がるかと、比較ですが、今、一年間で百六十万円の増収を見込んでおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 住民説明に関しては、経営基盤を強化するというだけではちょっと説得力がありませんので、その辺のよりに考えておられますか。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） 広報「よろう」や町ホームページ等で、おおむね半年間の周知期間をとりたいと考えております。また、対象区域の区長会等々でも説明を行う予定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 町の財政シミュレーションにより、こういうふうな金額を改正提案されたと思うんですが、今回、コミュニティ、農集、下水というような提案ですが、今後こういうことはセットといいますか、一つ一つの設置の内容も受益者も違うわけですが、こういう提案をしていく方針なのかということと、今回の値上げ提案は、どれぐらいの期間を設定した中で提案され

ているのかということでもあります。

それから、今、周知を半年とりたいということ、施行期日八月一日ということですが、具体的に受益者にしっかりと行き届くように、広報だけでいいのか、あるいは納付の中に、そういう文字を入れた中で周知できるまで努力をしていただきたいと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） 水谷議員の御質問にお

答えさせていただきます。

一番目の質問で、セットで行っていくかというふうな御質問であったと思いますが、これに関しましては、町といたしまして、下水道の整備に当たっておりますは、過去、農林水産省、国土交通省、環境省の事業によってつくっております。以上、そういうことでもございますが、町民に対しては、どのような事業でつくったとしても、下水の汚水処理に関しましては、受益をこうむることは一緒だという考え方に基つきまして、全ての料金は、一番事業の大きい公共下水道のほうで料金を設定したというふうになっております。

今後につきましては、やはり不公平感がないように三つの事業はセットで料金の改定を行っていくつもりでございます。料金の改定につきましては、今後社会情勢の変化もござりますので、おおむね三年をめどに、上水道経営審議会のほうで諮っていただきたいと考えております。

二番目の質問につきましては、ちょっと私のほうが理解不足で申しわけございませんが、もう一度お願いしたいと思います。

三つ目の周知につきましては、検針票の中にメッセージが書ける部分がございますので、そちらのほうでも周知を図っていき

いというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私の質問、全部答えていただいたと思っています。

○議長（青山貞一君） 二番目の質問はよろしいですか。

ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することによって、定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十二、議案第十三号 養老

町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号

養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の

一部を改正する法律の施行に伴い、平成三十年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

定例会資料の国民健康保険条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、都道府県が財政運営の責任主体となることから、目次、第一章及び第一条の「この町が行う国民健康保険」を「養老町が行う国民健康保険の事務」に改正を行うものです。

また、国民健康保険法第十一条の改正に伴い、「国民健康保険運営協議会」を「養老町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」へ名称変更するものでございます。

あわせて、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の委員名称についても改正を行います。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十三、議案第十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

第一号被保険者の介護保険料は、三年ごとに見直される介護保険事業計画により定めておりますが、現在の第六期介護保険事業計画が平成二十九年度をもって終了いたしますので、第七期介護保険事業計画の期間である平成三十年度から平成三十二年までまでの保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

お手元の議会定例会資料の介護保険条例新旧対照表をごらんください。

まず第四条では、「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年まで」に改め、同条第五号中「六万三千二百四十円」を「七万一千四百円」に改め、第五号を基準といたしまして、各号を改めるものであります。

次に、附則について説明をさせていただきます。

まず、この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。

平成二十七年四月十日に、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、第一号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第一段階に該当する者について、ゼロから〇・〇五を超えない範囲内で、市町村が定める割合を〇・五から減じて得た割合を基準額に乗じることが定められました。

この改正によりまして、養老町では、第一段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を〇・四五といたしまして、保険料の年額を三万二千三百十円へと軽減するものであります。

なお、この軽減は平成三十年度に限ったものでありまして、平成三十一年度には、国よりさらに拡充した保険料の軽減の案が示されております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめ

ていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました
と思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決
定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十四、議案第十五号 養老
町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ
いてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号

養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について、御説明をさせていただきます。

平成二十八年九月の介護保険法施行令の一部改正で、平成三十
年四月一日から施行される条例の一部が追加されたことにより、
介護保険条例の附則に規定する条文に引用ずれが起きるため、養
老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので
ございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうか
ら補足説明をさせていただきます。

介護保険法施行令の一部改正によりまして、介護保険条例の一
部を改正する条例（平成二十七年養老町条例第十三号）、附則第
三項で規定する低所得者軽減の対象者について、引用ずれが起
るため、介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するも
のであります。

施行日は、平成三十年四月一日からでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま
すので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめ
ていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたした
いと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決
定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十五、議案第十六号 養老

町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成三十年一月に公布をされ、平成三十年四月一日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、現行条例を国が定める基準どおりに改正するため、所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきます、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の新旧対照表をごらんください。

第二条では、障害者福祉制度の相談支援専門員とも密接な連携をとることに ついて、つけ加えるものがございます。

第六条は、内容及び手続の説明及び同意について、公正中立なケアマネジメントの確保及び入院時における医療確保と連携促進

についてつけ加えるものです。

第三十二条は、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針について、平時からの医療機関との連携促進についてつけ加えるものです。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十六、議案第十七号 養老

町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十七号

養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成三十年一月に公布され、平成三十年四月一日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、現行条例を国が定める基準どおりに改正するため、所要の改正を行うこと、及び介護保険法の一部改正により、引用する法令に項が追加され、条項ずれが起きることにより、所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の条例新旧対照表をごらんください。

まず第一条は、平成二十九年五月に地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により創設された共生型地域密着型サービス事業所の特例に関する条文を加えるものであります。

第二条は、共生型地域密着型サービスに関する定義を加えるものです。

第六条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るオペレーターに関する基準等を改めるものであります。

第三十二条では、同事業所の時間指定に関する文言を改めるものです。

第三十九条は、同事業所の地域との連携等について、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和や、地域へのサービス提供の推進等を改めるものであります。

第四十七条は、夜間対応型訪問介護のオペレーターに係る基準等を改めるものであります。

第五十九条の九第六号は、介護保険法の一部改正に伴い、引用する法令に条項ずれが起きることにより、第五条の二を第五条の二第一項に改めるものであります。

第五十九条の二十の二は、共生型地域密着型通所介護の基準に係る規定を定めるものであります。

第五十九条の二十の三は、運営、人員等に関する基準の準用に ついて定めるものであります。

第五十九条の二十五は、障害福祉サービス等、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員を引き上げるよう、改めるものであります。

第五十九条の二十七は、「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改めるものであります。

第五十九条の三十八は、第三十四条の掲示に係る「運用規程」を「重要事項に関する規程」に読みかえるよう、改めるものであります。

第六十一条、第八十二条第六項、第八十三条第三項、第八十四条、第一百三十三条第三項、第一百十一条第二項、第一百十二条、第一百二十五条第三項、第一百三十三条第四項、第一百五十一条第四項、第一百九十二条第二項、第一百九十三条は、介護医療院に関する基準が創設されることに伴い、それぞれ介護医療院に関する文言を加えるもの

であります。

第六十五条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を改めるものであります。

第八十二条は、指定小規模多機能型居宅介護に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されるに伴い、従業者の員数等の規定に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言に改めるものです。 第一百七十七条、第三百八十八条、第五百七十七条、第八十二条は、規定する施設での身体拘束等の適正化を図るために講じなければならぬ措置について、文言を加えるものです。

第三百十条、第五百十一条は、規定する施設での従業員の員数等に係る基準を改めるものです。

第六十五条の二は、地域密着型介護老人福祉施設の緊急時等の対応、及び第六十八条は、同施設の運用規程に緊急時等における対応方法を規定するよう、文言を加えるものです。

第八十六条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運用規程の定めておく内容に、緊急時等における対応についての文言を加えるものであります。

第九十一条は、指定看護小規模多機能型居宅介護に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準が創設されるに伴い、従業者の員数等の規定に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する文言を加えるものです。

第九十二条は、同施設の管理者は、管理上支障がない場合は、本事業所の管理者が兼務できる旨の文言を加えるものです。

第九十四条は、同施設に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に関する規定を加えるものです。

第九十五条は、同施設の指定に関する基準の緩和により、利用者専用の宿泊室として一病室を確保した上で、診療所の病床を届け出ることを可能とする旨を加えるものです。

第九十九条では、同施設の介護支援専門員を配置しないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する規定を加えるものであります。

第二百二条は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営基準等の準用について、文言を加えるものであります。

附則第十条から第十二条は、病床等の転換に関する経過措置を改めるものであります。

附則第十三条は、療養病床等を有する診療所の開設者が、平成三十六年三月三十一日までに、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の人員基準の例外を規定するものであります。

附則第十四条は、附則第十三条と同様に、設備基準の例外を規定するものであります。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で補足とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 第六条のところで、新設ということで、「介護医療院」という言葉が初めて出てきたわけですが、この介護医療院というのはどういう施設であって、町内にどの施設がこれに該当するのかを教えてくださいと思います。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、町内に介護医療院の施設というのはございません。これにつきましては、現在、介護療養病床、それから医療の療養病床というものが現にございまして、そちらの施設のほうが、本来平成三十年三月三十一日廃止でございますが、経過措置によりまして、平成三十六年三月三十一日に廃止ということでございますが、現在の介護療養病床、医療療養病床が介護医療院に変わるといものでございまして、内容につきましては、要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する医療と介護の一体的提供という施設ということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） ちょっと理解できなかったんですが、西美濃厚生病院の五階が、今、介護のような形の療養病棟になっておるわけですが、あれが延長されてこれになるのか、養老町内になんということですので、町外で対応しなければならぬのか、その見解をお尋ねいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） 済みません、私、先ほ

どの質問で誤りがございましたので、ちょっと申し上げますと、介護医療院というものが新設されますので、当然今はございませんが、医療療養病床としまして、先ほどおっしゃられました西美濃厚生病院のほうにございますので、それが介護医療院に移行するという内容でございます。大変失礼いたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 所属委員なので恐縮なのですが、私の認識では、今の課長の答弁ではなく、例えば関ヶ原病院など、病床が県内において随分ベッド数が国の施策において減らさざるを得なくなったところが、病院の存続をかけた形で、介護医療院を開設していく一部の方向になるというような県の方針があるというふう聞いています。そういうことではなく、長期療養型病床群の中の位置づけというふうでよろしいですか。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、水谷議員の御質問に対しましてお答え申し上げますと、まずこの介護医療院にしましては、もともと介護施設に従事する方、それから医療に従事する方、人手不足ということがございまして、そういったところの無駄をなくしていくというところがまずもっての目的であるという認識でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました。

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後一時十分よりといたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午後〇時〇七分 休憩）

（午後一時〇六分 再開）

○議長（青山貞一君） それでは、休憩を解き、再開いたします。

ここで、桐山産業建設部長より、午前中の田中議員の総括質疑に対する答弁の申し出がありましたので、許可をいたします。

桐山建設部長。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） 先ほどの田中議員の御

質問にお答えさせていただきます。

十二月調定にて算出した件数でございますが、コミュニティ・プラントにつきましては、五十一から百立米までの件数が四件、百一立米以上が二十件でございます。

それから、この後上程予定の議案第十九号、二十一号についても関連がございますので、お答えさせていただきます。

農業集落排水についてでございますが、五十立米以上が十一件、百一立米以上が三件、それから公共下水道につきましては、五十立米以上が六十九件、百立米以上が二十九件、以上でございます。

○議長（青山貞一君） ありがとうございます。

○議長（青山貞一君） それでは、日程第二十七、議案第十八号

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十八号

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

平成三十年一月に公布され、平成三十年四月一日から施行される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、現行条例と国が定める基準どおりに改正するため所要の改正を行うこと、及び介護保険法の一部改正により引用する法令に項が追加され、条項ずれが起きることにより所要の条文整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の新旧対照表をごらんください。

第四条では、介護保険法の一部改正に伴い、引用する法令に条

項ずれが起きることにより、「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改めるものであります。

第五条、第四十四条から第四十六条、第六十条、第七十二条、第七十三条及び第八十三条は、介護医療院に関する基準が創設されることに伴い、介護医療院に関する文言をつけ加えるものであります。

第九条は、共用型認知症対応型通所介護の利用定員を改めるものであります。

第七十八条は、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置について、つけ加えるものであります。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものであります。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 七十八条の中に、身体的拘束等の適正化のための指針を整備することというのがございますけれども、これは事業所ごとに独自でやるのか、それとも何か見本というのか、参考になるものが、一定のものがあるのかどうか、教えてください。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、岩永議員の御質問に対しまして、お答え申し上げます。

身体拘束につきましても、認められるケースが三パターンございまして、切迫性がある場合、それから代替性がきかない場合、それから一時的な場合ということで、これは厚生労働省より示されておりました、それに基づく基準を行うということでございまして、各事業所とも同じような内容になるのではないかとというふうに想定をさせていただきます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十八、議案第十九号 養老

町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十九号

養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

本町における農業集落排水事業について、経営基盤を強化するため、使用料の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

農業集落排水事業について、使用料収入について賄えていない経常経費が一般会計からの繰り入れによって補填されております。経常経費削減等の経営努力をしておりますが、少子・高齢化、人口減少といった社会情勢や昨今の節水意識の高まり等により料金収入が伸び悩み、財源の確保が大変厳しい状況となっております。農業集落排水事業の経営基盤を強化するため、使用料の改定について所要の改正を行うものであります。

議会定例会資料の養老町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表をごらんください。

第十一条の改正については、一般家庭用と事業所等用の料金体系を統一するため、見出し及び第一項中「一般家庭の」を削るものです。

第十二条は、第十一条と同様の理由により同条を削るものです。

第十八条は、第十二条の削除に伴い、第一号中「第十二条」を削るものです。

別表第一については、基本料金を現行の一千七百二十八円を二千百六十円に改定、超過料金を百四十五円に統一するものであります。

別表第二については、見出し中「第十二条」を削ることによる改正です。

別表第三については、第十一条と同様の理由により、別表第三を削るものです。

この条例は、平成三十年八月一日から施行するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第二十九、議案第二十号 養老

町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十号

養老町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

上水道事業における経営の基本状況について、前回の条例改正から十年が経過しており、基本状況を現状に反映する必要があるため、養老町上水道事業の設置等に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町上水道事業の設置等に関する条例新旧対照表、第二条関係をごらんください。

第二条第三項及び第四項の改正は、近年の人口減少や給水量の減少の影響により、水道事業の数値が現状と乖離しているため、現状を反映した数値に修正するものです。

直近過去五年の推計値に基づき、給水人口を「三万二千七百人」から「二万九千二百人」に改め、一日最大給水量を「一万三千七百三十四立方メートル」から「一万二千百七十七立方メートル」に改めるものです。

施行日については、この条例は公布の日から施行します。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十、議案第二十一号 養老

町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十一号

養老町下水道条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本町における公共下水道について、経営基盤を強化するため、使用料の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

公共下水道事業について、使用料収入にて賄えていない経常経費が、一般会計からの繰り入れによって補填されております。

下水道未接続世帯への戸別訪問実施や経常経費削減等の経営努力をしてまいりましたが、少子・高齢化、人口減少といった社会

情勢や昨今の節水意識の高まり等により料金収入は伸び悩み、財源の確保は大変厳しい状況となっております。公共下水道事業等の経営基盤を強化するため、使用料の改定について所要の改正を行うものであります。

議会定例会資料の養老町下水道条例新旧対照表をごらんください。

別表第一について、基本料金を現行の一千七百二十八円を二千六百十円に改定、超過料金を百四十五円に統一するものであります。

この条例は、平成三十年八月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 先月、二月の全協で産建の委員長のほうから報告いただきました。今その料金改定について検討しております。

というようなことで、西濃の地域で比較表をいただきました。

それで、大垣が一番安いわけで、一千百八十五円。今度、新しく改定する二千六百十円ということは、約倍になるというようなことで、非常に厳しい状況が切々と伝わってくるわけですが、一応七案あるうち、E案の改善効果が一千万とうたってあります。

先ほど担当部長から説明がありましたように、人口減少ということで、住民人権課の資料によりますと、過去五年間の人口動態を調べてみますと、大体年五百人前後減ってきておるといふ流れの中での、この一千万の増額効果を試算してみえるのか、その辺だけ確認しておきたいと思っております。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の値上げの幅につきましては、近隣の市町村の一番高額な垂井町さんを見本に基本料金は設定をしております。それから、超過料金につきましては、先ほど申し上げたように、一律に統一した料金で設定をいたしております。

料金の今の御質問でございますが、水谷議員のときにもお答えしたかもわかりませんが、上水道経営審議会のほうで三年ぐらいたつたら、またもう一度料金の見直しを検討していくというふうな考えっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 今までの議案の中で、下水道とコミュニティ・プラントと農業集落排水が全て同額で提案をされるといふ

うに思うわけでございますが、先ほどの説明で、一財からの繰入額がという話ですが、コミュニティ・プラントとか、農集、また下水道については、金額が全く違うような気がします。その中で、三者全てが同一に値上げをするというのは、分けての考え方の討論はなかったのか、お知らせ願います。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） ただいまの大橋議員か

らの質問について、お答えさせていただきます。

当初の平成十一年の下水道が始まるときに、料金等の設定の差異に関しまして、議長宛てに水道課のほうから報告はさせていただいておりましたが、読み上げさせていただきますと、一般会計からの繰り入れをゼロとすることには、県内最高額の二倍以上の設定が必要なことというようなことで御回答させていただいておりますが、その中の文面の中で、上水道料金とのバランス、それから事業計画策定のときに、承認時において、料金設定額は、既に近隣市町と同程度とするというようなことを説明を行っておる関係上、今の料金設定となっております。以上でございます。

それと、先ほどもちよつとお答えをさせていただいたと思いますが、それぞれの事業が、それぞれの環境省、農林水産省、国交省の事業で事業を進めております。住民にとりましては、下水の汚れた水进行处理する関係上、汚水は一緒ということで、料金設定は一緒という考えでございます。本来であれば、個々の事業ごとの使用料金が設定されるはずでございますが、一番大きい公共下水道の料金で設定をいたしております。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしましたか。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十一、議案第二十二号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十二号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成三十年二月七日に公布され、同年四月一日より施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきます、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青山貞一君） 廣澤消防総務課主幹、補足説明。

○消防総務課主幹（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令——以下、基準政令と申します——における損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象につきましては、国家公務員の給与に関する事項を定める一般職の職員の給与に関する法律による扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。

平成二十八年十一月、一般職員の給与に関する法律が改正されたことを受け、基準政令に定められている扶養親族加算額及び加算対象の区分が段階的に変更されるため、前年度に引き続き、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでござい

ます。

なお、この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 養老町消防団員等公務災害補償条例ということで、損害補償を受ける権利ということでございますが、第二条の冒頭では、「非常勤消防団員が公務により」というような文言がございますが、三のところ、「非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは応急処置従事者」という文言があります。これは火災等において、善意の協力者というような考え方ができるわけですが、この善意の協力者に対しても同じような補償が受けられるのか、この点の確認をさせていただきますと思います。

○議長（青山貞一君） 廣澤消防総務課主幹、答弁。

○消防総務課主幹（廣澤幸雄君） 松永議員の御質問にお答えします。

御質問のとおり、善意の方による消防活動の従事により、後遺症もしくは死亡された方についての補償も同じく受けられるとい

うこととなります。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十二、議案第二十三号 養

老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十三号

養老町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

このたびの改正におきましては、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 吉田予防課長、補足説明。

○消防予防課長（吉田英之君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物に対して消防機関が命令を行った場合には、対象物等に命令内容が公示されるようになりますが、それに至るまでには相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

今回、改正の対象となるのは、消防法施行令に定める特定防火対象物の用途に分類されるものにおいて、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため、養老町火災予防条例の一部を改正するものです。

なお、施行日にあつては、平成三十一年四月一日でございます。以上で、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十三、議案第二十四号 養

老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十四号

養老改元一三〇〇年事業基金条例の廃止について御説明させていただきます。

養老改元一三〇〇年事業基金条例は、養老改元一三〇〇年祭の開催を初めとした新しいまちづくりを推進するための経費に充てるため、平成二十四年六月に制定いたしました。現在まで、多くの個人や事業者から御寄附を頂戴してまいりましたが、一三〇〇年祭本祭も終了し、当初の目的を果たしましたので、本基金条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いま

すので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認めます。それでは、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十四、議案第二十五号 養

老町幼児教育審議会条例の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十五号

養老町幼児教育審議会条例の廃止について御説明させていただきます。

養老町幼児教育審議会条例は、町長の諮問機関の設置条例であり、幼児教育の振興に関すること及び幼児教育施設並びに児童福祉施設の充実強化策に関する調査・審議するものでございます。

平成三十年三月三十一日をもって、養老町立幼稚園が全て廃園となりますことから、廃止するものでございます。

この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでござい

す。

以上で、議案第二十五号 養老町幼児教育審議会条例の廃止に

ついての提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十五、議案第二十六号 養

老町商工業振興対策審議会条例の廃止についてを議題といたしま

す。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十六号 養老町商工業振興対策審議会条例の廃止について説明させてい

たきます。

本条例は、本町の商工業の振興を図るため、町長の諮問機関を設置する条例でございますが、現在は、本条例によらず、町商会や金融機関等の関係機関と連携し、商工業振興を進めていることから、本条例を廃止するとともに、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、商工業振興対策審議会委員の項を削るものでございます。

なお、この条例は、平成三十年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第二十六号 養老町商工業振興対策審議会条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま提案されました養老町商工業

振興対策審議会条例を廃止する条例でございますが、商工業振興は、地域経済の屋台骨だと考えています。二〇一七年七月には、新たな商店街対策のあり方検討委員会の間まどめが作成され、民間主導の商店街再生の検討の支援策を、金から知への転換というところで、従来の支援とは違う手法も上げられているわけでございます。

特に、この審議会には、町商工会員が六名、学識経験者三名、

町議会議員三名ということの委員の構成でございますが、ただいま提案説明の中で、今までの審議会ではなく、いろんな新しい商工会や、また他の団体との中でということがございますが、国のさまざまな制度の中で、ただいま申しましたような間まどめに對して、どう町として振興していくのかというような議論までやっぱり必要ではないかなあというふうに思うんですが、そういう点で、廃止をしてみますと、それらのことがどういうふうに反映されるのか。

午前中には、行財政改革推進審議会の設置の条例が出ましたが、真逆のような提案の仕方だと思っているんですが、今回の廃止に伴って、商工会あるいは学識経験者などの意見は聞いたのでしょうか。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの

水谷議員の御質問に回答させていただきます。

この商工業振興対策審議会は、本町の商工業の振興を図り、その発展を図るために、昭和六十一年に設置された町長の諮問機関ということでございますけれども、平成二十年を最後に審議会は開催されておらず、その後の状況を鑑みますと、今後の開催の見込みも、長期的な視野に立ったところではないというところで、現在は、先ほども町長のほうからございましたように、商工会ですとか、金融機関と連携しながら商工業の振興を進めているということ、先に制定しました中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいて、例えば商工会では、商工会のほうで策定されました経営発達支援計画を推進するために、小規模企業振興委員会というのを設けて、町の観光協会、建築組合、水道設備協会の組合等、また金融機関、それから町議会からも産業建設委員長が

委員として参画されるような協議の仕組みも新たに進めているところ、今この廃止に関しては、商工会ですとか、そういうところにお話はしておりませんが、諮問でなく、フラットな関係で、広くその都度、協議会等を設けていきたいというふうに考えて廃止するものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十六、同意第一号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第三十八、同意第三号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの三議案については、一括

議題として上程し、提案理由の説明後、質疑を行い、推薦にかかわる同意の人事案件につき、討論を省略いたします。

なお、採決については各議案ごとに行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました同意第一号から第三号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを説明させ

ていただきます。

現在、人権擁護委員として活躍されている西脇シゲ子氏、岩永順子氏、南谷洋子氏の任期が、平成三十年六月三十日をもって満了するため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼がございました。

これを受けて、岐阜県養老郡養老町船附八十九番地、西脇シゲ子氏、七十歳、及び岐阜県養老郡養老町三神町四百八十番地二十二、岩永順子氏、七十歳には、引き続きお世話いただく依頼をした結果、御承諾をいただいております。

また、南谷洋子氏につきましては、その後、後任として、地区の区長会から岐阜県養老郡養老町烏江千八十七番地一、高木和子氏、六十歳を新たに人権擁護委員候補者として推薦いただき、適任であると判断いたしましたので、この三名について、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、三名の人権擁護委員の任期は、平成三十年七月一日から平成三十三年六月三十日までの三年間でございます。

以上で、同意第一号から第三号までの人権擁護委員候補者の推薦についての説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより三議案について、順次採決を行います。

初めに、同意第一号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第二号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第三号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青山貞一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第三十九、議案第二十七号及び

日程第四十、議案第二十八号の二議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第三十九、議案第二十七号 平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十七号

平成二十九年度養老町一般会計補正予算（第六号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ四千五百八十四万五千円を追加し、予算総額を百九億五千八百六千円とするものでございます。

主な内容は、国の補正予算を活用した高田、東部両中学校の空調設備改修事業、ふるさと納税推進事業のほか、養老改元一三〇〇年祭本祭事業など、各事業の実績等に基づくものなどでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十七ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、一月の人事異動等に伴い、特別職及び一般職員費で百四十七万一千円、退職手当組合負担金で八万円、共済費で三十二万四千円をそれぞれ減額し、ふるさと納税推進事業で、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、一千六百四十三万七千円を増額し、二目文書広報費では、不足が見込まれる郵便料六十万円を増額し、五目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で、電算システムの委託事業費の不用額百万円を減額し、六目企画費では、二行目、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業で実行委員会負担金など、本祭事業に係る不用額により一千七百三十六万六千円を減額し、十七目ふるさと応援基金費で、ふるさと応援基金積立金二千九百四十三万一千円を増額しました。

次に、項三戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費では、一月の人事異動等に伴い、戸籍関係職員費で九十八万七千円、共

済費で二十三万六千円をそれぞれ増額しました。

次に、二十二ページの款十教育費、項一教育総務費、二目事務局費では、一月の人事異動に伴い、教育委員会事務局職員費で八万九千円、退職手当組合負担金で八千円、共済費で二万三千円をそれぞれ増額しました。

次に、十ページの歳入について説明させていただきます。

款一町税のうち、項一町民税では、課税額の予測が難しいことや譲渡所得、一時所得等について、当初見込みを下回ったことなどにより、一千八百万円、項三軽自動車税では、課税車両台数が当初見込みを下回ったことにより二百万円、項四町たばこ税では、たばこの消費が減少したことにより九百万円、項五入湯税では、施設整備による休業などにより五万円をそれぞれ減額しました。

次に、十二ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金の交付決定に基づき、九百八十六万六千円を増額しました。

次に、十三ページの款十四県支出金、項二県補助金、一目総務費県補助金では、一三〇〇年祭事業につきまして、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付決定を受けましたので、九百八十万円を新たに計上いたしました。

次に、十四ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、地域振興費寄附金のうち、養老改元一三〇〇年事業寄附金で五百五十三万四千円、ふるさと納税寄附金で二千九百四十三万一千円をそれぞれ増額しました。

次に、十五ページの款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金では、財源調整として三百一万九千円を減額し、六目まちづくり整備基金繰入金では、養老改元一三〇〇年祭本祭

事業の減額などにより六千三百万円を減額し、八目養老改元一三〇〇年事業基金繰入金では、基金残高との差額九百四十五万五千円を増額しました。

次に、款十九諸収入、項四雑入、六目雑入では、地域の日事業助成として受けた十六地域振興財団助成金百万円を新たに計上いたしました。

次に、六ページの第二表 繰越明許費では、社会資本整備総合交付金事業、スマートインターチェンジ建設事業及び中学校校舎等施設整備事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため、繰越明許費を設定いたしました。

次に、七ページの第三表 地方債補正では、事業費の増減等により、県営かんがい排水事業債で限度額を七百六十万円増額し、補正後の限度額を一千五百五十万円、消防自動車購入事業債で限度額を七百九十万円減額し、補正後の限度額を三千百十万円、小型動力ポンプ購入事業債で限度額を四十万円減額し、補正後の限度額を三百六十万円、学校教育施設等整備事業債で限度額を一億二千四百万円増額し、補正後の限度額を一億三千五百万円、社会教育施設整備事業債で限度額を二百四十万円減額し、補正後の限度額を四百六十万円、保健体育施設整備事業債で限度額を三千七百万円増額し、補正後の限度額を一億九千六百万円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 私からは、住民福祉部関係の補正説明をさせていただきます。

最初に、十八ページの歳出から御説明させていただきます。

款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳

費では、社会保障・税番号制度システム整備事業で、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等に旧姓の表記を可能とするためのシステム改修の仕様変更に伴い、百五十三万三千円を減額いたしました。

次に、款三民生費、項一社会福祉費、一目社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業の動向に基づきまして、一千七百六万五千円を増額いたしました。

また、臨時福祉給付金給付事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業では、平成二十八年度の事業確定により、補助金返還金として五百八十三万二千元、二百五十四万四千元をそれぞれ減額いたしました。

次に、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費の公立認定こども園等関係事務事業では、当初見込みと実績見込みとの差額分二十一万七千円を減額いたしました。

子ども・子育て支援事業では、事業計画の見直しにより、五十万七千円を減額いたしました。

認定こども園整備事業では、笠郷幼稚園改修工事の請負差金により、七百九十二万七千円を減額いたしました。

次に、十九ページの二目児童措置費の公立認定こども園等運営事業では、当初見込みと実績見込みとの差額分三百七十五万七千円を減額いたしました。

私立保育所等運営事業では、公定価格の改定等により、四百三十二万二千円を増額いたしました。

児童手当支給事業では、受給者の当初見込みと実績見込みとの差額分一千八百五十万円を減額いたしました。

次に、款四衛生費、項一保健衛生費、四目斎苑費の維持管理費では、清華苑使用料の増額により、財源更正を行うものでござい

ます。

五目公害対策費の高度処理型合併浄化槽設置事業費及び浄化槽転換経費補助金では、当初見込み額と実績見込み額との差額分三千六百五十五万八千円、五十四万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、十一ページの歳入について御説明申し上げます。

款十一分担金及び負担金、項二負担金、一目民生費負担金では、実績見込みにより、私立保育園保育料二十三万九千円を増額いたしました。

次に、十二ページの款十二使用料及び手数料、項一使用料、二目民生使用料では、実績見込みにより、公立保育所等利用料一千二百七十四万円を減額いたしました。

三目衛生使用料では、実績見込みにより、清華苑使用料四百二十五万四千円を増額いたしました。

次に、款十三国庫支出金、項一国庫負担金、一目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金八百五十三万二千元を増額いたしました。また、実績見込みにより、私立保育所運営費負担金百二十一万六千円を増額し、児童手当負担金一千二百八十七千円を減額いたしました。

次に、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、システム改修の仕様変更に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金百五十三万三千円を減額いたしました。

二目民生費国庫補助金では、補助基準額の減額に伴い、障害者地域生活支援事業費補助金五百五十四万八千円を減額いたしました。また、事業計画の見直しにより、地域子ども・子育て支援事業補助金百三十一万九千円を減額いたしました。

三目衛生費国庫補助金では、補助金の確定に伴い、循環型社会形成推進交付金一千八百十九万七千円を減額いたしました。

次に、十三ページの款十四県支出金、項一県負担金、一目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金四百二十六万六千円を増額いたしました。また、実績見込みにより、私立保育所運営費負担金六十万八千円を増額し、児童手当負担金二百八十四万七千円を減額いたしました。

次に、項二県補助金、二目民生費県補助金では、補助基準額の減額に伴い、障害者地域生活支援事業費補助金二百七十七万四千円を減額いたしました。また、事業計画の見直しにより、地域子ども・子育て支援事業補助金百三十一万九千円を減額いたしました。

三目衛生費県補助金では、実績見込みにより、高度処理型合併浄化槽設置事業補助金一千二百三十六万六千円を減額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 桐山産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（桐山一則君） それでは、産業建設部関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出につきまして御説明させていただきます。

まず十七ページの款二総務費、項一総務管理費、六目企画費の地方バス路線維持事業では、路線バスへの補助金の確定により、二百三十二万一千円を減額しました。

また、八目交通安全対策費の交通安全施設整備費では、表示看板撤去の入札差額として、工事請負費三百八十九万八千円を減額しました。

また、十八目まちづくり整備基金費のまちづくり整備基金積立金では、環境整備協力費などの収入増により、積立金九百二十七万二千円を増額しました。

次に、十九ページの款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費の水田農業構造改革対策事業費では、事務事業の変更に伴って、養老町農業再生協議会補助金等で百三十万三千円を減額し、元気な農業産地構造改革支援事業では、機械購入補助金が県の採択基準に達しませんでしたので、七百八十一万八千円を減額いたしました。

また、機構集積協力金交付事業費では、新規集積農地面積の減少等に伴って、機構集積協力金四百四十四万一千円を減額しました。次に、五目土地改良費の県単土地改良事業費では、牧田川頭首工ゲート取りかえ工事等の入札差金により二百五十五万四千円を減額し、県営かんがい排水事業負担金では、東八間地区が、国の補正に伴う追加配分により七百六十万円を増額し、県営広域農団地農道整備事業負担金では、県の補正に伴う追加配分により七十一万三千円を増額しました。

また、多面的機能支払交付金事業では、資源向上支払交付金事業の長寿命化事業の県配分が一律減されましたので、一千九百九十万三千円減額し、土地改良促進費では、農業基盤調査及び統合整備構想策定業務委託料の入札差金により、百十六万二千円減額しました。

次に、二十ページの項二林業費、一目林業総務費の森林整備事業調査推進事業費では、森林台帳地図作成業務等で県事業の進捗に伴い、三百五十九千円を減額しました。

また、二目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費では、個体数、調整備費の単価、捕獲頭数の変更内定等により、百二十万六千円を増額しました。

次に、款七商工費、項一商工費、二目商工業振興費の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業では、ご当地グルメ促進事業及びま

ること肉まつり養老推進事業の負担金額確定により、三百八万三千円を減額し、また、新たに本事業に地方創生推進交付金二十五万円を充当することなどにより、財源更生を行いました。

また、三目観光費の観光事業振興費では、養老公園駐車場の駐車料金無料化に対する損失補償額確定により、百五十万円を減額いたしました。

次に、二十一ページの款八土木費、項二道路橋梁費、一目道路橋梁総務費の道路台帳関係事業では、道路台帳更新業務委託の入札差額等として、委託料百六十八万六千円を減額しました。

また、三目道路橋梁新設改良費の道路新設改良事業では、事業範囲の確定に伴い、不用となった補償費二百八十二万二千円を減額し、スマートインターチェンジ建設事業では、不用となった材料及び賃借料百七十万円を減額しました。

また、項三河川費、一目河川総務費のふるさとの川愛護事業では、地区との協議による除草範囲の見直しにより、委託料百九十六万一千円を減額し、河川関係負担金では、県宮かんがい排水事業の東八間地区の負担金が、国の補正により三百八十万円増額しました。

次に、項四都市計画費、一目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業では、実績により補助金一千六百五万五千円を減額しました。

次に、二十二ページの款九消防費、項一消防費、五目水防訓練費の水防啓発事業では、研修会会場整備費の不用額として、委託料百八十六万一千円を減額しました。

次に、歳入について御説明させていただきます。

十一ページの款十一分担金及び負担金、項一分担金、二目農林水産業費分担金では、実施事業費の減により、農業費分担金で県

単土地改良事業分担金百四十六万五千円を減額いたしました。

次に、十二ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金の歳出予算減額に伴い、七百二十四万三千円を減額いたしました。

次に、十三ページの款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金では、実施事業費の減により、農業費補助金で県単土地改良事業補助金九十七万六千円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金六百三十八万八千円、経営所得安定対策事務費補助金五十万三千円、機構集積協力金交付事業費補助金四百四十一万一千円、担い手経営発展支援事業補助金八十万円、多面的機能支交付金事業補助金八百九十二万八千円をそれぞれ減額しました。

また、十四ページの林業費補助金では、実施事業費の増により、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金二百五十万円を増額し、実施事業費の減により、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金百二十九万四千円を減額しました。

また、六目土木費県補助金でも、建築物等耐震化促進事業補助金の歳出予算減額に伴い、四百十五万五千円を減額いたしました。

次に、項三委託金、三目農林水産業費委託金の林業費委託金では、実施事業費の減により、森林配置計画策定業務委託金十五万三千円を減額しました。

次に、款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、地域の活性化に関する寄附金として五十万円を増額しました。

次に、十五ページの款十九諸収入、項四雑入、六目雑入の環境整備協力金では、場外発売場の舟券の売り上げ実績により、八百七十七万二千円を増額いたしました。

次に、款二十町債、項一町債、二目農業債では、東八間地区に

おける県営かんがい排水事業の増額分の財源として、県営かんがい排水事業債七百六十万円を増額いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 野村消防長、補足説明。

○消防長（野村博治君） それでは、私のほうから消防関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

二十二ページの款九消防費、項一消防費、一目常備消防費では、常備機械器具等購入事業で、備品購入費として水槽付消防ポンプ自動車購入入札差金二百十五万五千円を減額いたしました。

次に、二目非常備消防費では、退職団員報償金で報償費の退職報償金百七十三万六千円と退団記念品三万円の合計百七十六万六千円を、また非常備機械器具購入事業では、備品購入費として小型動力ポンプ購入入札差金三十九万二千円を減額いたしました。

次に、十三ページの歳入について御説明申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、六目消防費国庫補助金では、水槽付消防ポンプ自動車購入に伴い、国庫補助金の交付決定を得ましたので、緊急消防援助隊設備整備費補助金九百五十一万円を計上いたしました。

以上で、消防関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から御説明させていただきます。

二十二ページ、款十教育費、項三中学校費、一目学校管理費では、学習環境の適正な管理のため、高田中学校、東部中学校の空

調整備改修工事費に要する経費として、管理委託料に四百五十五万一千円、工事請負費として一億三千七百四十一万九千円を増額いたしました。なお、この事業については、学校施設環境改善交付金の第一次補正予算で内定を受けております。

二十三ページの項五社会教育費、二目社会教育総務費では、上多度公民館に係る実施設計業務委託の入札差額等で六百四十万円を減額いたしました。

項六保健体育費、一目保健体育総務費では、委託料として、東部町民体育館大規模改修改修工事に伴う管理委託業務の入札差額百六十八万九千円を、工事請負費で東部町民体育館並びに笠郷町民体育館解体工事の入札差額三百六十三万九千円を減額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず十二ページ、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、五目教育費国庫補助金、三節中学校費補助金に、学校施設環境改善交付金として、中学校空調設備改修工事に伴う一千七百七十一万九千円を計上し、同じく六節保健体育費補助金では、社会体育施設耐震化事業補助金、東部町民体育館大規模改修工事について、当初予算に対する交付金との差額三千二百六十九万二千円を減額いたしました。

次に十五ページ、款二十町債、項一町債、五目教育債では、二節社会教育債を上多度公民館建設事業の実施設計委託料の減に伴い二百四十万円の減額、三節保健体育債では、東部町民体育館大規模改修工事に関する国庫補助金の減に伴う増額と、笠郷町民体育館解体工事の工事費の減に伴う減額により三千七百万円を増額し、四節中学校債に学校教育施設環境改善事業債として一億二千四百万円を計上いたしました。

以上で、教育委員会事務局の補正予算についての提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は内容ごとに各常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算の所管ごとに各常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四十、議案第二十八号 平成

二十九年 度 養 老 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算（第二号）を議題といたします。

町長より提案説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十八号

平成二十九年 度 養 老 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ八百八万七

千円を追加し、予算総額を三億二千二十五万七千円とするものでございます。

補正する主な内容は、被保険者の増による保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長に補正説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、補正説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補正説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

款二後期高齢者医療広域連合納付金の項一後期高齢者医療広域連合納付金、一目の同じく後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者の増によりまして、八百八万七千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして説明させていただきます。

款一後期高齢者医療保険料の項一後期高齢者医療保険料、一目の特別徴収保険料及び二目の普通徴収保険料では、被保険者の増によりまして、五百二十一万六千円及び二百八十七万一千円をそれぞれ増額いたしました。

以上で、補正説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくよう、お願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今の説明で、被保険者の増という説明でございましたが、何名ほどふえて、現在この対象者は何名になっておるか、お尋ねをいたします。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、松永議員の御質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、広域連合からの見込み数字、平成二十九年度の当初でございますが、四千二百五十六人という内容で来ておりまして、そのときの保険料のほうが見込みで二億五百四万一千円の見込みでございます。それが現在百人ほど増加する見込みでございます。保険料といたしましては二億一千三百四十四万円の見込みでございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしましたと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 次に、日程第四十一、議案第二十九号から

日程第五十四、議案第四十二号までの十四議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第四十一、議案第二十九号 平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、日程第五十四、議案第四十二号 平成三十年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十四議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第二十九号 平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第四十二号 平成三十年養老町後期高齢者医療特別会計予算までにつきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算の詳細につきましては、この後、設置が予定されております予算特別委員会において各担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第二十九号 平成三十年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第三十一号 平成三十年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまで、一括で説明させていただきます。

この繰り入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため、地方財政法第六条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額としましては、食肉事業センター特別会計四千七百八十万円、公共下水道事業特別会計二億四千六百四十三万六千円、農業集落排水事業特別会計二千三百三十七万六千円でございます。

次に、議案第三十二号 平成三十年養老町一般会計予算につ

きまして、その概要を説明させていただきます。

平成三十年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額が百四億七千六百万円で、前年度比較五億二千二百万円、四・七％の減であります。

歳出の主なものは、上多度公民館建設事業二億三千六百九十九万七千円、養老鉄道活性化事業一億二千六百四十七万一千円、養老消防署耐震補強工事及び災害時救助活動拠点整備工事七千八百二十五万二千元、笠郷小学校空調設備改修事業四千九百二十万三千元、防災行政無線デジタル化整備事業一千六十三万八千元、地域公共交通網形成計画策定事業一千七十三万八千元などでございます。

次に、議案第三十三号 平成三十年度養老町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成三十年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ三十四億八千二百二十万円で、前年度比較九億六千二百十万円、二一・七％の減であります。

減額の主なものは、広域化により共同事業拠出金がなくなることなどによるものでございます。

次に、議案第三十四号 平成三十年度養老町簡易水道特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度簡易水道特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ一千九百万円で、前年度比較四十万円、二・一％の減で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第三十五号 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ一億三千四百二十万円、前年度比較二百二十万円、

一・六％の減で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第三十六号 平成三十年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出予算総額がそれぞれ九百八十万円で、前年度比較二百万円、一六・九％の減でございます。

減額の主なものは、貸付金改修業務委託料の減などによるものでございます。

次に、議案第三十七号 平成三十年度養老町上水道事業会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度上水道事業会計予算は、三条会計の収益的収入は四億六千五百九十万円で、前年度比較四百万円、〇・九％の増、収益的支出は四億三千八百万円で、前年度比較六百八十万円、一・五％の減でございます。

次に、四条会計の資本的収入は三千三十万円で、前年度比較一千七十九万円、一三三・六％の増、資本的支出は二億五千九百二十万円で、前年度比較八千七十万円、四五・二％の増でございます。

資本的収入の増の主なものは、補償工事負担金の増でございます。

資本的支出の増の主なものは、建設改良費の増でございます。

次に、議案第三十八号 平成三十年度養老町公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

平成三十年度公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出総額が三億八千七百万円で、前年度比較で二千三百二十万円、六・四％の増でございます。

増額の主なものは、中部浄化センター監視設備工事、公共下水

道事業計画変更業務委託費、公営企業法適用化業務委託費などがございます。

次に、議案第三十九号 平成三十年養老町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額が三千百万円で、前年度比較九十万円、三・〇%の増で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第四十号 平成三十年度養老町介護保険事業特別会計予算について御説明させていただきます。

平成三十年度介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額が二十八億七千万円で、前年度比較三千五百万円、一・二%の増でございます。

増額の主なものは、諸支出金の増などによるものでございます。次に、議案第四十一号 平成三十年度養老町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額が一千五百二十万円で、前年度比較二百二十万円、一六・九%の増でございます。

増額の主なものは、介護予防支援事業費の増などによるものでございます。

最後に、議案第四十二号 平成三十年度養老町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

平成三十年度後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額が三億一千八百万円で、前年度比較七百万円、二・二%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによるものでございます。

以上で、一括上程を賜りました議案第二十九号 平成三十年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第四十二号 平成三十年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（青山貞一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、町長に対して施政方針等々、質疑をいたしたいと思います。

町長におかれましては、町長に初当選以来、七年が経過して八年目というようなことで、エンジン全開というようにお見受けしておりますが、最初に、施政方針のときに八つの基本プランを掲げられました。具体的に全部は申し上げませんが、役場の機構改革とか、オンデマンドとか、いろいろ八つございました。それで、具体的な重要業績評価指標は上げられておりませんが、その辺で、一応七年目だったところで総括されて、数値として、到達度としてあらわすといかほどになるのか。

また、先般二月十一日の町長後援会の互礼会の席においても、三選出馬というような非常に意欲的な気持ちを伝えられました。そういったことで、総括を踏まえて、課題に対する平成三十年度、この予算は反映されておるのかと。課題があって、それをまたど

のように部門に反映されておるのかと、これがまず一点。

それから二点目としては、新生養老まちづくり構想がございました。二十三年十一月より庁舎内で課長会議をやられて、二十五年三月に策定をされたところでございますが、その間には、地方創生による絆プラン後期基本計画やら、「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略、また養老町人口ビジョン等を策定されて、連動させてきたところでございますが、特に養老の郷づくり会社については、町内外にアピールできるような事業展開が多くないように私は感じておりますが、出資者としての町の立場からの現状評価と今後の展望を伺います。

三つ目といたしましては、高齢者福祉についてでございます。本年二月十六日に、高齢社会対策大綱が政府で見直す閣議決定をされましたとメディアの報道がありました。シニアが生き生きと暮らせる社会に向けて、どのような環境に整えることが必要なのか、その総合的対策の指針が見直されます。

今日、人生百年時代と言われておりますが、高齢化はシニアの人生も健康寿命だけでなく、活動寿命も延ばしていく必要があるということ、エージレス、いわゆる不老の年をとらない社会を目指すことを打ち出しました。

新生養老まちづくり構想の中にも、アンチエイジングをテーマにした町のイメージを高めることが求められていると触れておりますが、シニアの力を今後生かすためにはどのようにしたいのかと、町長の見解を求めたいと思います。

それから、最後に施策の取り組みに対しては首長に求められる姿勢とはどのようにお考えなのか。こういう言葉がございます。「事前の一策は事後の百策にまさる」と、こういう言葉がございます。まして、怖いのは失敗することではなく、失敗を恐れて何もやらな

いことであると。また、先見の明を發揮することが肝要であり、職員に対して、結果責任は自分、町長がとると、こういう気構えを職員に周知徹底し、風通しのよい庁内環境にしていくことが重要と考えておりますが、見解を求めます。以上です。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず一点目、七年目の総括を何%ほどに設定しているかということでしょうか。

七年をたちまして、さまざまな構想、それから計画を立てているなことをやってまいりましたけれども、何よりも一番の目的は、一三〇〇年祭の実行、それから成功と、もう一つは自治町民会議というのが一つ大きな目標になっております。

そういった意味で、自治町民会議におきましては、まだ町内三カ所というようなことで、そのパーセンテージからすると、三、四〇%なのかなあということだと思いますけれども、ただ、その意識的なものというのが、この一三〇〇年祭によって、このきずな等が随分感じられたというようなことで、総括をすれば、五、六〇%は行くのではないかなというように思っております。これが高いのか低いのかというのはいろいろあるかというふうにも思いますけれども、三十年度に反映しているかということは、反省点も含めまして、今まで一三〇〇年を控えて、これから重要としてまちづくりに取り組んでいくこと、それから町を支える子供たちの環境を整えること、そして三つ目には安心・安全なまち、防災等に関するということ、各部門について反映をしているつもりでございます。

それから、まちづくり構想、人口ビジョン等でございます。まちづくり構想とは、きのうもたまたま審議会等がございました、その評価、検証を行っていただいたところでございますけれ

ども、おおむね六〇%ほどの達成率はあるかというようなことであつたというふうになんと記憶しておりますけれども、ただおっしゃられましたように、そのまちづくり構想を牽引する郷づくり会社について、今後どのようにしていくのかというような御提言もいただきました。私といたしましては、田園エリアの構想、オンデマンド、それからクライנגアルテン等の事業が全然手についていないというようなことで、この会社の發揮するところもいまだないということでございます。今後大きな課題だということふうに思っております。

それから、高齢者福祉についてでございますけれども、シニアが生き生きと暮らせるというようなことと、何よりもやはり少子・高齢化の中で、高齢者のお力をおかりする場面というようなこともあろうかというふうに思います。そういった意味で、企業誘致等、また高齢者の働ける企業というようなこともあろうかというふうに思います。そういったことで、今、融資をしておりますサラダコスモ、それからサンシ等の中で、高齢者の雇用等を確立していただければというような思いでおります。

そして、何よりもこの環境の中で生き生きと生活をしていただだけるような、また健康寿命を延ばしていただくような、検診等によって早期に病気を見つけていただくような、検査等によって早期に病気を発見に對する事業等も今年度継続していくというふうなことだろうというふうに思います。

それから、最後の首長としての姿勢ということでございますけれども、やはり住民主体のまちづくりというものを掲げて、私もこの仕事をやらせていただいております。これからも住民の皆様方となるべく多くの意見を交わしながら、皆様方が望むまちづく

りに向けていきたいというふうに考えております。
どうか今後とも御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） けさの町長の最初の挨拶ではありませんが、カーリングの選手、ふるさとは何もないと。それに比べて養老町はたくさんあります。そういったことで、この養老町の特色を出すということ、老いを養うではなくて、老いも元気に働く町と、こういう方針づけで今後いろいろと取り組んでいただきたいなあと。

それから、子育て支援サービスの件ですが、先般、議会改革委員会でもPTAの女性、母親委員長等との意見交換会がございました。そういったことで、その場でも具体的例を申し上げますが、結構要望も出ましたので、その辺の環境整備というのか、充実もよろしくお願いしたいと思えますし、最後に観光の振興の面については、私も常々思っておるんですけど、なかなかハードルが高いということ、養老公園を養老町に町有化して、養老町が自由に使えれば一番いいかなあと、こういうことを思っておるんですが、その辺はまた一足飛びにはいきませんけれども、その辺も頭に置いて町政を運営してもらいたいなあと、このように申し上げて総括質疑いたします。以上です。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山貞一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 私のほうからも少し。

昨年、一三〇〇年祭を終えまして、やれやれというところです。

次年度に向けて、ここで二の矢、三の矢と打っていかないかんと
いうのは町長も共通の認識だと思っただけでも、次年度以降
の目玉政策、今回の予算書を見ると、中に「ネクスト百プロ
ジェクト」というような文言があったりするんですけども、次
年度以降の何か目玉政策的なものがあれば、ここで御説明いた
だきたいのと、もう一点、町長の次年度の施政方針の中に、真っ先
に「CHALLENGE」というのが出てくるんですけども、
これは町長がチャレンジされるのか、それとも行政がチャレンジ
をするのか、養老町がチャレンジしているということなのか、
どういう意味で「CHALLENGE」という言葉を使っている
のかを御説明いただきたいと思っております。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

目玉ということですが、まず一三〇〇年祭の検
証をしっかりすることが大事だろうというふうな思いでお
りまして、そのために、一三〇〇年祭の検証を終えた後に、新し
いビジョンづくりというのを、これからもう一度皆さんと一緒に
考え直していこうというふうなつもりです。施策としての
大きな目玉というのは、比較的今年度は少ないというふうに思っ
ております。今年度を経て、それから皆さんと一緒に、それこそ
新しい形でのまちづくりを考えていきたいというふうに思ってお
ります。

そういった意味での挑戦ということですが、私個人の
挑戦ということではなく、まちづくりのための挑戦というよう
な意味で、新しいビジョンづくりのキーワードを「CHALLENGE
」というような形でつくらせていただいているということ

でございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二点で総括質疑をさせていただきます
と思っております。

まず一点目は、「養老改元一三〇〇年祭を終えて」という、こ
ういうお礼の文書が私にも届きました。平成三十年一月吉日とい
うことで、会長、町長名でございました。議員生活を三十一年さ
せていただいて、初めてこういうイベントに対するお礼の文書を
いただいたわけですけれども、これは町長みずからの発想だった
のか。また、発送した対象の基準や何通発送されたのか。また、
この発送に対しての反応みたいなのは寄せられているのかという
点についてお聞きします。

さらに、一番身近で本祭を支えてきた職員の方々ですが、職員
の中での評価の検証というのはどういうふうな反映されているの
か。恐らく職員としての連携が、取り組みの中で成就して、大変
自信や財産、あるいはまちづくりの情熱に、さらにふつふつと湧
いているものがあるのではないかと思うわけですが、一般質問の
後、検証があるということを楽しみにしているわけですが、そう
いう職員の中での評価や検証についてお尋ねをしておきたいと思
います。

それから二点目ですが、当然、（仮称）養北認定こども園の建
設がうたわれておりました。しかし、運営主体が全く明記されて
いません。公設公営でやっていると、この文章を見れば、そ
ういうふうな認識したわけですが、そういう点での確認をしてお
きたいと思っております。

電車があっても運転手がないと走れないわけですので、そういうところをなぜ明示しないのか、大変不信感を持っております。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 一三〇〇年祭のお礼でございますけれども、担当課のほうから、こういったお礼を申し上げてはどうかというようなことで、そりゃあいいことだなあとということで、寄附とか、そういう形での千人ほどに出させていただいております。

それから、職員の中での評価ということでございますけれども、一部のところでまだ評価はしておりますが、それ以外のところでは、まだそこまではいいというふう聞いております。

それから、こども園についてでございますけれども、これはまだ公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、定まっていないというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三十二年開設で、まだ定まっていないということはどういうことなのか。定まるには、いろいろという形で、また二の舞になるようなことでは本当に許されないと思いますし、そういう点でどういうふう内部で検討されているのか、やはりしっかりと明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 三十二年を開園としておりますので、三十年、三十一年で、まず応募をかけるかどうかの検討をし、またかけるとすれば、そこで民間に手を挙げていただけるところがあれば手を挙げていただいているということで、十分時間はあるというふうに思っております。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（青山貞一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 町長の施政方針の中で、食肉事業センターということ、新施設の建設、基幹市場についてですけども、今、県のほうでもいろんな形で事業主体とか、いろんな地域の分担ということ、その中でもなかなか決まらないということになっていきますけれども、そうじゃなくて、まず候補地の見直しというのを先にある程度決めていただいて、そうしないと、事業主体とか、今言ったように百億の結局予算がかかる中で、決まった時点で、すぐ養老町はどどこかということに対して、すぐ回答できるようなことをなるべく早くやってほしいなあとということで、それに対して町長のほうからの御意見をお聞かせ願います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 食肉事業センターについては、事業主体もまだ決まらないということ、それから今一番とまっているのは、各市町での負担割合ということがございます。やはり事業主体まで決まっていけないということでございます。やはりそれが決まらないことには、候補地の選定というのは前提に申し上げるといっていいかということ、御理解いただきたいと思っております。

○議長（青山貞一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

ただいまの日程第四十一、議案第二十九号から日程第五十四、議案第四十二号までの十四議案については、養老町議会委員会条

例第五条第一項の規定により、予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの十四議案については予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

○議長（青山貞一君） 最後に、日程第五十五、選任第一号 予算

特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、養老町議会委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、予算特別委員会委員には、十三番 水谷久美子君、十一番 林輝見君、十番 松永民夫君、九番 田中敏弘君、七番 早崎百合子君、六番 吉田太郎君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十一人を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの十一人を選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に予算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いたします。

委員会は四階北委員会室にてお願いいたします。

傍聴者の皆様は、受付ロビーにてお茶の用意をいたしておりますので、御利用ください。

これで休憩いたします。

（午後三時 十二分 休憩）

（午後三時三十七分 再開）

○議長（青山貞一君） 休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に予算特別委員会が開催されました。その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中敏弘君。

○予算特別委員長（田中敏弘君） 予算特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員十名出席のもとに予算特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、田中敏弘が指名推選により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成三十年一般会計及び各特別会計等の予算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、限られた日程の中ではありますが、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、一年間の全事業について慎重な審査を行い、各委員により指摘した事項が今後どのように予算執行されるかという継続的な視点を持って決算議会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（青山貞一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は三月七日水曜の午後一時三十分から、また、産業建設委員会は同日の午前九時三十分から開催されるよう要請をいたします。

なお、本日設置いたしました予算特別委員会は、三月八日木曜から九日金曜及び十二日月曜の三日間とし、いずれも午前九時から開催されるよう要請をいたします。

○議長（青山貞一君） これをもちまして、本日の議会日程にあり
ます議案の提案説明等は全て終了をいたしました。
お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす三月三日から三月十八日までの十六日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青山貞一君） 異議なしと認めます。

よって、あす三月三日から三月十八日までの十六日間は休会することに決定いたしました。

○議長（青山貞一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は三月十九日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後三時四十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成三十年三月二日

議長 青山貞一

議員 早崎百合子

議員 田中敏弘

